

第 6 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

令和2年12月10日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第6回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和2年12月10日(木曜日)

午前9時57分開議
午前10時36分休憩
午前10時43分開議
午後0時1分休憩
午後0時6分開議
午後0時17分閉会

副委員長 末松直洋
委員 小早川宗弘
委員 早田順一
委員 内野幸喜
委員 前田憲秀
委員 島田稔
委員 城戸淳

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和2年度熊本県一般会計補正予算(第12号)

議案第5号 令和2年度熊本県電気事業会計補正予算(第2号)

議案第6号 令和2年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

議案第11号 熊本県犯罪被害者等支援条例の制定について

議案第12号 熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 熊本県産業成長ビジョンの策定について

議案第23号 第2次熊本県総合エネルギー計画の策定について

議案第27号 指定管理者の指定について

議案第28号 指定管理者の指定について

議案第29号 指定管理者の指定について

議案第30号 指定管理者の指定について
閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン

出席委員(8人)

委員長 緒方勇二

説明のため出席した者

環境生活部

部長 藤本 聡

政策審議監

兼環境政策課長 松岡正之

環境局長 小原雅之

県民生活局長 無田英昭

水俣病保健課長 原田義隆

首席医療審議員 山口喜久雄

水俣病審査課長 坂野定則

環境立県推進課長 財津和宏

環境保全課長 葉山清春

自然保護課長 前田 隆

循環社会推進課長 小原正巳

くらしの安全推進課長 田元雅文

消費生活課長 枝國智子

男女参画・協働推進課長 木村和子

人権同和政策課長 緒方克治

商工労働部

部長 藤井一恵

政策審議監

兼商工雇用創生局長 三輪孝之

産業振興局長 小牧裕明

商工政策課長 臼井洋介

商工振興金融課長 増田要一

首席審議員

兼労働雇用創生課長 岡 村 郷 司
 産業支援課長 大 下 慶
 エネルギー政策課長 上 塚 恭 司
 企業立地課長 工 藤 晃
 観光戦略部
 部 長 寺 野 慎 吾
 政策審議監 小金丸 健
 首席審議員
 兼観光交流政策課長 府 高 隆
 観光企画課長 脇 俊 也
 観光振興課長 川 寄 典 靖
 販路拡大ビジネス課長 池 田 健 三
 企業局
 局 長 藤 本 正 浩
 総務経営課長 永 松 浩 史
 工務課長 伊 藤 健 二
 労働委員会事務局
 局 長 谷 口 誠
 審査調整課長 吉 田 桂 司

事務局職員出席者

議事課主幹 岡 部 康 夫
 政務調査課課長補佐 松 本 浩 明

午前9時57分開議

○緒方勇二委員長 ただいまから第6回経済環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。今回も新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、環境生活部と残りの商工労働部、観光戦略部、企業局及び労働委員会の出席を分けて、議案等に関する説明を求めるとしました。

まず、環境生活部の議案の審査を行い、休憩を挟みまして、商工労働部、観光戦略部及び企業局の議案の審査を行います。その後、

再度休憩を挟みまして、付託議案の採決を行います。

それでは、環境生活部の議案についての説明をお願いしますが、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

初めに、藤本環境生活部長から総括説明を、続いて、担当課長から資料に従い順次説明をお願いします。

まず、藤本環境生活部長。

○藤本環境生活部長 おはようございます。環境生活部でございます。

説明に入ります前に、先月行っていただきました管内視察につきまして、執行部を代表してお礼を申し上げたいと思います。

委員長をはじめ委員の皆様には、大変お忙しい中、また、コロナ禍という状況の中でありましたけれども、阿蘇、天草、水俣、芦北、八代と精力的に御視察をいただきまして、誠にありがとうございました。私どもも同行させていただきましたが、視察で学びましたことを今後の施策の中にしっかりと生かしてまいりたいと思っております。

それでは、総括説明に入りますが、議案説明の前に、まず、7月豪雨災害に関連した取組状況について御説明いたします。

当部では、災害廃棄物の処理や水道施設の復旧など、被災された方々の一日も早い生活再建に向け、被災市町村を支援しているところでございます。

このうち、災害廃棄物の処理については、人吉市、芦北町などで公費解体の工事が始まっております。11月末時点で、公費解体の申請件数は、全体で1,574件となっており、これから各市町村において公費解体が本格化してまいります。引き続き、災害廃棄物の早期処理に向け、被災市町村をしっかりと支援してまいります。

それでは、環境生活部関係議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提出しております議案は、予算関係1件、条例等関係3件でございます。

まず、第1号議案の一般会計補正予算でございますが、総額1億7,600万円余の増額をお願いしております。

その内容は、令和元年度事業費確定に伴う国庫支出金の返納金、7月豪雨災害等で被災した自然公園施設の復旧に要する経費、また、新型コロナウイルス対策分として、くまもと県民交流館の利用料金収入減に伴う指定管理者への管理運営継続のための支援に要する経費でございます。

そのほか、繰越明許費や債務負担行為についてもお諮りしております。

次に、条例等関係でございます。

第11号議案は、犯罪被害者等に対して、途切れることのない支援を行っていくことで、その権利利益の保護を図り、もって県民が安心して暮らすことができる社会を実現するため、熊本県犯罪被害者等支援条例を制定するものでございます。

第27号議案は、水俣市にあります環境センターの指定管理者の指定についてお諮りするものでございます。

第28号議案は、後ほど企業局から御説明いたします。

以上が今回提出しております議案の概要でございます。

詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○緒方勇二委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○原田水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

お手元の経済環境常任委員会説明資料の2ページをお願いいたします。

11月補正予算でございます。

公害保健費で1億3,100万円余の増額補正をお願いしております。

これは、説明欄に記載のとおり、国庫支出金返納金でございまして、過年度の水俣病総合対策費補助金に対する国庫補助金の受入額と確定額との差額を精算するものでございます。

この補助金は、例年、水俣病被害者の療養費等に不足が生じないように予算措置を行い、国庫補助金を受け入れております。そのため、これを下回った実績との差額を返納するために増額補正するものです。

水俣病保健課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○坂野水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

公害保健費につきまして、1,953万円余の増額をお願いするものでございます。これは、昨年度の国の事務費交付金の精算に伴う返納金でございます。

認定審査会や検診などの水俣病の認定業務に必要な経費につきましては、その経費の2分の1を事務費交付金として国が支給することとなっております。今回の返納金は、昨年度の検診等に係る経費が当初の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

水俣病審査課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひをいたします。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

熊本県環境センターの令和3年度から5年度までの3年間の施設の保守点検や清掃等の維持管理業務につきまして、限度額6,847万5,000円の債務負担行為を設定するものでございます。

これに関連しまして、11ページをお願いいたします。

議案第27号、指定管理者の指定についてでございます。

今説明申し上げました熊本県環境センターに係る施設の維持管理業務につきまして、株式会社キューネットを指定管理者として、令和3年度から5年度まで指定するものでございます。

12ページ、13ページに選定の経緯等を記載しております。

今回、公募によりまして申請がありましたのは、この株式会社キューネット1者でございます。

キューネットにおいては、これまで15年間の指定管理者としての経験と実績を踏まえた提案内容や施設の管理運営を着実に実施する能力を有している点を選考委員会が評価されたことを踏まえて、選定することとしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○葉山環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

公害規制費でございますが、79万円余の増額をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

これは、さきに受入れをいたしました令和元年度環境放射能水準調査事業の国庫支出金につきまして、事業費の確定作業が完了しましたので、その差額を国に返納するものでございます。

続きまして、6ページをお願いします。

繰越明許費でございます。

環境衛生費につきまして、繰越明許費2億200万円余の設定をお願いするものでございます。

その主な事業は、水道施設整備事業の1億7,000万円余でございまして、市町村が実施

いたします水道施設の耐震化等に対して補助するものですが、一部の市町村におきまして、豪雨災害等の影響で工事完了が翌年度となることを見込まれるため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

そのほか、水道広域化の効果に関する調査研究及び水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定事業についても、豪雨災害等の影響により繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

債務負担行為といたしまして、令和3年度に実施します海域水質環境調査業務につきまして、限度額1,800万余の設定をお願いするものでございます。4月から行う調査でございますので、契約事務手続の期間等を考慮し、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

環境保全課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○前田自然保護課長 自然保護課でございます。

資料の8ページをお願いします。

補正予算でございますが、1,097万円余の増額補正をお願いしております。

右側説明欄をお願いします。

観光施設単県災害復旧費で、最初のポツは、自然公園施設等災害復旧事業、7月豪雨分でございますが、五木五家荘県立自然公園の縦木園地トイレ施設復旧等で、364万円余の補正をお願いしております。

次のポツは、台風被害によるもので、阿蘇高岳の避難小屋復旧事業等として、730万円余の補正でございます。

続きまして、資料、9ページをお願いいたします。

繰越明許費です。

上の段、商工費で3億4,400万円余の繰越

しを計上いたしております。

右の欄を御覧ください。

自然公園等施設リニューアル事業は、市房園地の登山道整備など4件、国立公園における国際化・老朽化対策等整備交付金事業は、雲仙天草国立公園内富岡園地のトイレ改修など7件、国立公園満喫プロジェクト推進事業は、阿蘇くじゅう国立公園大観峰園地のトイレ排水など6件でございます。

下の段の災害復旧費は、2,190万円の繰越しを計上しております。

右の欄、自然公園施設等災害復旧事業は、芦北海岸国民休養地の歩道復旧など10件でございます。

いずれも、工法、発注方法等の検討に日数を要するための繰越しでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田元くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

議案第11号、熊本県犯罪被害者等支援条例の制定についてでございます。

内容につきましては、21ページの条例(案)の概要で説明をさせていただきます。

まず、1の条例制定の趣旨でございますが、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって県民が安心して暮らすことができる社会を実現するため、犯罪被害者等支援に関する基本理念、犯罪被害者等支援の基本となる事項等を定めることとなります。

次に、2の条例の内容でございます。

(1)は、条例の目的についてであり、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって県民が安心して暮らすことができる社会を実現すると規定しています。

(2)は、用語の定義について定めており、(3)では、基本理念について、全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する

ことなどを規定しています。

次の(4)からは、関係機関、団体及び県民の責務や役割等について定めており、(4)は、県の責務、(5)は、市町村への協力、(6)と(7)は、県民と事業者の各責務、(8)は、民間支援団体の役割について規定しています。

(9)は、犯罪被害者等支援に関する指針の策定について定めております。

(10)では、基本的な施策について定めていますが、具体的には、条例第10条から第22条までにおいて、犯罪被害者等が直面する問題への相談対応、情報提供、居住の安定など13の施策について規定しています。

(11)から(13)では、推進体制等について定めております。

施行期日につきましては、公布の日からの施行を予定しております。

くらしの安全推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○木村男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課です。

説明資料、10ページのほうにお戻りください。

右側説明欄をお願いします。

社会福祉諸費のコロナ対策分として、くまもと県民交流館パレアの管理運営事業費1,370万円余の増額をお願いしております。

パレアの管理運営につきましては、指定管理者が実施し、その利用料金収入は、全額指定管理者の収入として、運営経費等に充てております。

今年は、コロナの影響により利用料金収入が大幅に減少したため、9月補正予算において、今年1月から7月までの前年同期間と比較した減収分について、必要最小限の金額を補填させていただいたところ です。

パレアは、利用料金収入が収入全体の6割を占めますが、コロナ禍のため、前年の5割程度まで利用が低迷し、非常に厳しい経営状

況が続いていることから、今回は、8月から9月までの減収分に加え、12月までの収入減少分を勘案し、継続支援としてお願いさせていただくものです。

男女参画・協働推進課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○緒方勇二委員長 以上で環境生活部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○前田憲秀委員 9ページの自然保護課さんで御説明いただいた商工費の中の2つ目のポツ、国立公園における国際化、老朽化、ここをもう少し詳しく教えていただいていたいいですか。

○前田自然保護課長 自然保護課です。

これは、国立公園における国際化・老朽化対策等整備交付金事業といったところでございまして、国立公園内において、老朽化したトイレとかあずまやとか給水施設とか、そういったものを修繕する事業でございます。

本年度の繰越しとして、4,200万ほど繰越しさせていただくことになっております。

○前田憲秀委員 富岡公園か何か、今ちょっと言われませんでした。

○前田自然保護課長 はい。

○前田憲秀委員 そこをちょっと。

○前田自然保護課長 富岡園地、苓北の富岡

城のところでございます。富岡ビジターセンターとか施設が建っているところの一带の土地でございますけれども、その中のトイレが老朽化したもので、修理するものでございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

すみません、ちょっとそれに関連するかどうかは分からないんですけども、先週、ビジターセンターに初めて行ってきたんですよ。下から見えて、行きたいなと思って、もう15年ぐらいたつんですかね。とってもいいところで、沖縄で言うグスク、お城跡、ああいうイメージで、いろんな人に見ていただきたいなと思ったんですけども、ビジターセンターの囑託で案内をされている方が、あなた県議会議員ならちょっと言うとかけんということに要望を受けたんですけども、パンフレットには熊本県富岡ビジターセンターと書いてあるんですね。建物には熊本県が入ってないと。果たしてそれが議論になるのかどうか分かんないですけども、まずそういうお話がありました。

それと、老朽化というお話があったので、あの中に3Dで映像を見るシーンがあるんですけど、それが3Dになってなかったみたいなんです。これは、もう大分日数がたっている、多分要望も行っているんじゃないかと思うんですけども、そして、全体的に思うのが、観光地として行くときに、ビジターセンターに行くのか富岡城址に行くのか、それと苓北町の資料館か何か中にありますね。その行き先が、ナビでもあんまりはっきりしないみたいなお話も聞いたんですよ。

ですから、富岡城址なら富岡城址、その中にある県が運営するビジターセンター、町が運営する歴史資料館とか、もう少し明確化した方がいいのかなど。地図を見ても、ビジターセンターが載ってたり、お城跡ですという表示があったり、そういう印象は受けました。

ただ、場所もロケーションもきれいに造っていただいて、崎津教会等含めて、周遊のいいコースになるんじゃないかなと思いました。

そういったのは、この交付金事業ではなかなか入らないんですかね。

○前田自然保護課長 最初前田委員がおっしゃった3D施設とか、そういった施設もかなり老朽化してきております。それにつきましても、今年度設計をやっておりまして、来年度に向けて取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

それから、そういった富岡園地とか富岡城址とか苓北町の資料館とか、そういった見せ方については、苓北町とも話をしながら工夫してまいりたいと思っております。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

担当はどこですかって聞いたら自然保護課って聞いたので、たしか私と同じ前田さんだったと思いますということで、しっかり話をしてきましたので、何かお返しをしていただければなと思います。

それと、あと道路も、観光バスが来ないというのもたしかありました。それはもう簡単には解決はできないんでしょうけれども、とってもいい施設だなという印象がありましたので、これから頑張っていただきたいなと思いました。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はございませんか。

○内野幸喜委員 すみません、部長の総括説明、ここに公費解体の件があります。委員長の地元、それから小早川委員の地元でもありますが、これで、11月末の時点で申請件数が1,574件となってます。これは、見通しとして何件ぐらいにまずなるのかというのをちょ

っと1点、最初にお聞かせいただければなと思うんですが、これは、循環社会推進課になるんですかね。

○小原循環社会推進課長 申請件数の見通しということで……。

○内野幸喜委員 最終的にはどれぐらい、解体が。

○小原循環社会推進課長 時期が12月末までと、人吉市だけが1月末まででありますものですから、もうちょっと出るんですが、どうでしょう、2,000ぐらいには伸びるのでしょうか。現在の数から、ちょっとこの後の伸びはどれくらいいくかはあれですけども、それぐらいで。

○内野幸喜委員 これから2,000件ぐらいまでなるかもしれないということですけども、ここに書いてありますけれども、「被災市町村をしっかりと支援して参ります。」と、県としてはですね。公費解体した後の廃棄物と言っているんでしょうかね、住民の方にとっては、これは財産だったわけですが、これは、どういう処理の仕方、今後持って行き先とかそういうところというのは、確保はできてるんですか。

○小原循環社会推進課長 各市町村の仮置場にこれまで、いわゆる片づけごみのようなものが入っておりますけれども、そちらの場所に入れます。入れるためには、既存の物をあらかじめ出さず、あるいはできるところの中のレイアウトを変える、そういったこともございますし、球磨村辺りについては、新たに、別にもう1か所違うところで、終わった後そこが新たにという箇所もありますけれども、そういったところで家屋の解体も受け入れるというところですよ。多くは、もともとの仮置場

に、物を出しながらそこに受け入れていくという形になります。

○内野幸喜委員 そこで選別して、焼却する分は焼却するとか、あと例えば、熊本地震のときもそうだったんですけども、例えば南関にあるエコアくまもととか、あそこに瓦とか結構持ち込まれたんですけども、そういったことというのはどうなんですかね。そういった県の施設がせっかくあるわけですから、そういったところもやっぱり最大限活用するというのも必要だと思うんですけども、そこはどうですか。

○小原循環社会推進課長 もう既に受入れをやっております。いわゆる石膏物ですとか、いろんなものはあっておりますので、そちらのほうについても受け入れることといたしております。

○内野幸喜委員 とにかく、引き続き、各市町村をしっかりと、ここに書いてあるとおり、支援して行ってほしいなというふうに思います。

それと、もう1点いいですか。

○緒方勇二委員長 はい、どうぞ。

○内野幸喜委員 すみません。これは、くらしの安全推進課のところです。犯罪被害者等支援条例、これは勉強会もさせていただいて、私は、必要な条例で、つくるべきだと思います。

これは、全国で何例目かというのをまず教えていただきたいのと、あと、この間もちょっとお話ししたんですが、やっぱりその犯罪被害者、被害者の二次被害というか、犯罪被害者のプライバシーがただネット等で逆に分らなくなって、被害を受けて、さらに二次被害を受けてるような事例っていうのはやっぱ

りあるんですね。そういったところのいろいろ取組が書いてありますけれども、やっぱり警察等とも連携しながら、そういったところもしっかりと取り組んでいただきたいと思うんですが、1つ思ったのが、例えば、ストーカーの事案で、警察なんかと相談したときに、相手には多分注意とか——いろんなケースで、逮捕案件にはならないケースもあると思うんですね。その後、事件に発展する場合もあります。そういったときに、これを見ると、例えば15条のところで、「県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅への入居における特別の配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。」と。例えば、今言ったように、相談の時点でまだ立件されてない段階で、逮捕とかされてない段階で、相談の段階でこういったものが可能かどうか。

例えば、ストーカー被害を受けている方というのは、今自分が住んでるところとかもやっぱり知られたくないわけですよ。で、引っ越しするケースだってあります。そういったことも、これはカバーするのかどうかというのもお聞かせいただければと思います。

○田元くらしの安全推進課長 まず、1番目の御質問なんですけれども、全国でどれだけ制定されているのかというのにつきましては、21都道府県ということになります。

次の御質問なんですけれども、警察への被害親告、事件になるかならないか分からないその場合の居住のことについてなんですけれども、警察ではといますか、県では、県警と連携をしっかりと取っております。警察が一番情報を持っているものですから、そちらからの情報をいただいた上で、その御本人さんが転居等の必要があるというような場合につきましては、県営住宅等について、優先的な入居の手続を進めるというようなことをやっ

ております。

正式に犯罪被害の親告があつてからというわけではなくて、相談を受けた時点から対応していくというような対応をしているところでもあります。

○内野幸喜委員 要するにどういうことかという、犯罪被害者等の支援条例、この「等」のところに、犯罪被害者にならない、未然のそういう対策もぜひ含めてほしいなというのが要望なんです。

だから、犯罪被害者を支援するというのは、当然しっかり支援すると、もう一つは、犯罪被害者にならないように、もし何かあれば未然に対策もしっかりしてもらおうと、この「等」のところで、その分も含めた形ですっきりと何か取組をやってほしいなということです。

もし、その点、何かあれば——ちょっと、どうですか。

○田元くらしの安全推進課長 被害者の方々が、まず被害の相談をなされます。そのときに、性被害の場合を例に挙げますと、まず、その被害の事実について、あるいはその被害者のけが、その他の治療等のためにお医者さんにかかる、医療機関にかかるというような場合がございます。それにつきましては、公費の負担をしているんですが、それをするからといって警察に被害の親告をしなければならぬというわけではありませぬので、被害親告とはまた切り離して犯罪被害者等については対応しているという現状でございます。

○内野幸喜委員 これはもう要望ですね。犯罪被害者の支援もそうですし、あと県民が犯罪被害者とならないような未然のいろんな対策も、これはいろんな機関とも連携しながら取り組んでほしいなというふうに思います。

○緒方勇二委員長 課長、ストーカー事案で、注意とか警告の時点で、相談体制で県営住宅の入居のあつせんとか、この条例の範疇に入るんですか。

○田元くらしの安全推進課長 ストーカーには別に法律がございますので……

○緒方勇二委員 先ほどのお尋ねはそうだったので。

○田元くらしの安全推進課長 その法律の中で必要があるのであれば、転居を御案内する、アドバイスをするというような形になります。

この被害者等支援条例につきましては、身体犯の被害というのがありますけれども、ストーカー、まだ身体的な被害を受けてない方にあつても、広く被害者等ということで対応しているところでもあります。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○小早川宗弘委員 21ページのこの犯罪被害者等支援条例で、内野先生からもいろいろな御指摘があつておりますけれども、全国の中で22番目にできた条例というふうなことで、非常に熊本県もいい条例をつくつたんではないかなというふうに思っております。

それで、この21ページの6番目とか7番目、県民の責務について定める、あるいは事業者の責務について定めるというふうなことで、この条例は、やっぱり県民全体でこの内容をしっかりと知って共有していかなば、やっぱり地域の中で犯罪被害者の皆さん方をサポートするというか、応援をしていくとか、非常に犯罪被害者の方は、精神的にも肉体的にも、犯罪に遭つた以降、恐らく一生心の痛

み、様々な困難を背負って生きていかれるというふうに思いますので、そういう部分では、やっぱり私たちが、SNSで二次被害に遭われないような監視というか、犯罪被害者を応援するんだというふうな認識を持つていくことが必要だと思うとですよね。

ぜひ、こういう条例を県民の皆さん方に知らしめるためのPRというか、そういったことを何か考えていらっしゃるんだったら教えていただきたいと思います。

○田元くらしの安全推進課長 県では、犯罪被害者等に対する取組指針というものも以前からつくっておりました。それで、県庁だけじゃなくて、関係機関、警察あるいは被害者支援センター、それらと連携していろいろな活動をしてきたんですけれども、例えば、11月の終わりから犯罪被害者週間というのがありまして、その中で、一般の聴講者たちに対しても、被害者の置かれた実態だとか、皆さんで支援を途切れることなく続けていかないと駄目なんですよといったような講演会なんかも実施しております。また、ポスターやチラシでも、いろいろな機会でご報告活動が続いているところであります。

○小早川宗弘委員 犯罪被害者を支援しようというふうな意識の高まりは、埼玉県だったかな、桶川か何かで女子大生か何か監禁されて殺されたというふうな事件の後ぐらいからぐっと——これは20年ぐらい前だったですかね。やっぱり犯罪をした人だけではなくて、その犯罪に遭った方々を地域の中で支えていかんばあかんというふうな機運の中で、大分前から言われていることでもありますので、ぜひ熊本県は、この条例ができたというふうなことをきっかけに、さらにそういう犯罪被害者の方々のサポートを強力にやっていくというふうなことを、ぜひPRも含めて取り組んでいただきたいと思います。そういうことを

することが、逆にまた犯罪被害に遭わないということにつながるかもしれませんので、そういった取組は強力に、この条例せっかくくったんですから、また一から出発というふうなことで取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○緒方勇二委員長 要望でいいですね。

○小早川宗弘委員 はい、要望です。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○島田稔委員 資料の12、13ページなんですけれども、環境センター指定管理者が、キューネットが5期15年、今回は1者のみだったということなんですけれども、業界全体の中で、もうここはキューネットさんなんだという風潮があるのかどうか、そこら辺執行部としてどんな見解を持っていらっしゃいますか。ちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

実際に今回応募があったのはキューネット1者ですけれども、その前に現地説明会というのをやっています。そのときは、もう1者含めてトータルで2つの事業者が現地説明会に参っていますので、別に、県としてここだけということではなくて、一応全部に門戸を開いて、そして、その事業内容を聞いた中での判断、各者の判断ということで、今回1者だけの申請ということになっております。

○島田稔委員 それと、もう1点お聞きます。

得点が471点と。で、1者のみの場合、そ

の得点次第では再度選定やり直しか、そういうこともあるんですか。

○財津環境立県推進室課長 1者の場合、何点以上が合格とか適とかという、その基準を設けているわけではございません。この数字プラス、選定委員会の中でのいろんな質疑応答において、委員の方たちがこの企業でいいかどうかというのを判断されるということの結果でございます。

○島田稔委員 やっぱり切磋琢磨してマンネリ化しないようにせぬと、ある部分ちょっとどうなのかなというふうに感じたものですから、そういうことをちょっとお尋ねしたところです。

以上です。

○財津環境立県推進室課長 ありがとうございます。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○小早川宗弘委員 10ページ、男女参画・協働推進課のパレアのこの維持管理費なんですかね、管理運営継続支援のための経費ということで1,300万円余の予算が計上されておりますけれども、説明があったように、コロナの影響で非常に利用客が減少したというふうなことなんですけれども、なかなか厳しいと思いますけれども、今後は、そのコロナ禍の中でどういった利用者増を考えていらっしゃるのか、あるいは利用がない中でも少しでも経費を削減していこうとされているのか、ちょっとそこを教えてください。

○木村男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課です。

コロナ禍の中で、パレアさんがどのような

経営努力をして今後対応していこうとしているかという御質問をいただきましたけれども、まずは、今はパレアとしてできるコロナの対策というものは全てやっております。1つ例を挙げますと、例えば、パレアは窓がない施設なんですけれども、3密を防ぐという意味で、外気の導入量を最大に設定をしまして、できる限り安全に使用していただくようにというふうな努力をしております。

それ以外に、これは利用者の方に対して対策を求めるという意味では、マスクの着用であったりとか、それから利用当日の検温であったりとか、そして体調が悪かった方には利用をお控えいただくといったようなこともやっております。でき得る対策は全て取りながら利用を進めているというところでございます。

今後につきましても、パレアは最大限の対策を取っておりますということにつきまして、ホームページ上でも周知をしておりますけれども、こういったことを広く県民の皆様にお知らせしながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○小早川宗弘委員 パレアは、結構県民からも、ある企業からも研修はかなり多いというふうに聞いておつとですね。会議等とかも、各種団体からも利用がかなり多いというふうに思いますけれども、ぜひ、そういうコロナ感染対策というのを十分に取った施設なんだというふうなこともPRしながら、少しでも利用者が安心して、安全に利用できるような環境づくりを進めていただきたいと思います。

以上です。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。――なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えのため、ここで

10分間休憩いたします。

再開は、45分からいたします。

午前10時36分休憩

午前10時43分開議

○緒方勇二委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、前回の委員会以降に商工観光労働部の組織改正並びに人事異動がっておりますので、自席から自己紹介をお願いします。

（商工労働部長、政策審議監～販路拡大ビジネス課長の順に自己紹介）

○緒方勇二委員長 それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。質疑については、執行部の説明を求めた後に、一括して受けたいと思います。

なお、執行部の説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、商工労働部長から総括説明を行い、続いて、関係課長から資料に従い説明をお願いします。

まず、藤井商工労働部長。

○藤井商工労働部長 まず、委員の皆様には、大変お忙しい中、先月9日から10日にかけて県内9か所、委員会視察をいただき誠にありがとうございました。

私どもも同行させていただきましたが、視察で学びましたことを今後の施策の中でしっかり生かしてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

さて、今回提出しております議案等の説明に先立ち、県内の景気、雇用情勢や新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨災害への対応につきまして、概略を申し上げます。

初めに、県内の景気、雇用情勢については、11月6日に公表されました日銀熊本支店の金融経済概観では、「県内の景気は、新型

コロナウイルス感染症などの影響から引き続き厳しい状態にあるが、持ち直しつつある。先行きについては、新型コロナウイルス感染症の趨勢が県内金融経済に与える影響を注視していく必要がある。」とされております。

そのような中、残念ながら、全国的には、大都市等を中心に感染者が大幅に増加しております。県内では、急激な感染拡大の状況は見られませんが、継続的に新規感染者が確認されております。

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、県の対応といたしましては、先般実施した政府要望の中で、実質無利子、無担保の融資や雇用調整助成金の特例期間の延長、事業者への事業継続のための支援策など、強く要望したところであります。国において、そうした項目も含め、追加経済対策として、今週8日に閣議決定されました。

県としましても、今後に向けて、事業者の実情などについて、改めて商工団体などから御意見を伺っているところでございます。

事業者の皆様はこの難局を乗り切っていただけるよう、国のG o T oキャンペーンや新たな経済対策も最大限に活用しながら、県として必要な支援策に全力で取り組んでまいります。

あわせて、新型コロナウイルスの影響で生まれた企業の国内回帰、地方への拠点の分散化の動きや人の流れをしっかりと捉えた取組強化が必要でございます。本県へのさらなる投資につながるよう、誘致活動や新たな産業創出にも力を入れてまいりたいと考えております。

次に、7月豪雨災害への対応についてです。

被災した中小企業者等の復興支援として、8月31日から受付を開始しましたなりわい再建支援補助金では、これまでに延べ約2,000件の相談に対応し、11月16日までの第3次公募期間で111件の申請を受け付けておりま

す。

また、商店街災害復旧等事業を創設し、被災した商店街等の街路灯の撤去、復旧を支援するほか、10月に専決処分させていただきました球磨川流域復興基金を活用し、市町村が仮設商店街を設置する際の土地の借地料、土地造成費等や既存商店街の街路灯の電気代についても支援を行うこととしております。

引き続き、商工団体等と連携を密にして、個々の状況に応じたきめ細やかな相談対応等を行い、これらの事業が円滑に進むよう、被災された事業者に寄り添った支援を行ってまいります。

それでは、商工労働部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております議案等は、予算関係が1件、条例等関係が3件でございます。

まず、予算関係につきましては、なりわい再建支援事業や技術短期大学の施設整備等に係る繰越明許費及び来年度の年間委託契約事務等に係る債務負担行為について御提案申し上げます。

そのほか、条例等関係につきましては、9月議会で議案以外のその他の報告事項として素案を御報告させていただきました熊本県産業成長ビジョン等についてお願いしております。

最後に、議案以外のその他の報告事項として、球磨川流域復興局作成の令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランについても御報告させていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○緒方勇二委員長 次に、担当課長から説明をお願いいたします。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課で

ございます。

委員会説明資料をお願いいたします。ページは、22ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

災害復旧費で240億円の設定をお願いしております。

右事項欄のとおり、なりわい再建支援事業につきまして、年度内の事業完了が見込めないため、その全額について繰越明許費の設定をお願いしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡村労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

説明資料の23ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定をお願いしております。

右側の事項欄、1つ目のポツ、熊本県職業能力開発施設拠点化推進事業は、老朽化対策が必要な高等技術専門校の建物の再整備及び、仮称ですが、技能振興センターの設置に要する基本設計等の経費でございます。

新型コロナウイルス感染症等の影響により、9月補正予算成立後の事業開始となり、事業期間が令和3年度にわたる可能性があるため、繰越しを行うものでございます。

2つ目のポツ、技術短期大学教育対策事業は、技術短期大学の建物や空調設備等の大規模な改修工事であり、今年度に引き続き令和3年度も工事を実施する必要があるため、工事費等について繰越しを行うものでございます。

次に、説明資料の24ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加をお願いしております。

1段目のしごと相談・支援センター関係業務につきましては、求職者等に対する就労支援をするためのキャリアカウンセリング及び生活相談の業務委託でございます。

しごと相談・支援センターは、仕事に関する相談窓口として、熊本市水道町の朝日生命ビルの一角に設置しているもので、国と一体となったワンストップサービスを実現するため、ハローワークと同じ場所に設置しております。

今回は、同センターの業務委託により実施しているキャリアカウンセリング及び生活相談に係る債務負担行為の設定でございます。

年度内に一般競争入札による契約手続を完了しておく必要があり、その契約事務等に要する時間を考慮し、債務負担行為の設定をお願いしているところでございます。

2段目の障がい者特別委託訓練業務でございますが、これは、身体障害者及び精神障害者を対象としたIT関連の訓練業務を民間事業者に委託して実施するものです。

令和3年度から4年度の2年間の訓練となり、また、入校手続を年度内に行うために、年明けから準備を進めておく必要があることから、債務負担行為の設定をお願いしているところでございます。

3段目の就職氷河期世代活躍促進事業でございますが、これは、就職氷河期世代の長期無業者を対象に、相談窓口やスキルアップの機会の提供、多様な働き方体験などの就労体験や経済的自立等を目的とした支援を、オンラインを通じて提供するものです。

年度内に企画コンペによる契約手続を完了しておく必要があり、その契約事務等に要する時間を考慮し、債務負担行為の設定をお願いしているところでございます。

労働雇用創生課からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○大下産業支援課長 産業支援課でございます。

資料の25ページをお願いします。

繰越明許費の設定でございます。

地域未来投資促進事業は、熊本県地域未来

投資基本計画に定める自然共生型産業分野において、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対し経済的効果を及ぼすことで地域経済を牽引する先進性の高い取組を支援する事業でございます。

このたび、補助事業者が導入予定であった資材の生産工場が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により停止したことで、資材調達遅れが生じ、年度内の事業完了が困難な状況となったため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

繰越明許費についての説明は以上です。

続きまして、お手元の資料、27ページを御覧ください。

議案第22号、熊本県産業成長ビジョンの策定についてですが、条例で議会の議決が必要な計画とされておりますので、提案をするものでございます。

既に9月の経済環境常任委員会において概要を御説明させていただきました。その後、10月8日から11月6日までパブリックコメントを実施し、1名の方から3件の御意見をいただきました。本文の修正が必要な点はありませんでしたが、今後の取組の参考とさせていただきます。

それでは、産業成長ビジョンの内容を御説明させていただきますが、前回の委員会と重複しますので、重点事項を中心に、簡潔に御説明をさせていただきます。

お手元に配付しておりますA3の概要ページを御覧ください。

県では、熊本県産業振興ビジョン2011を平成22年に策定しております。このビジョンが今年12月で終期を迎えることから、新たなビジョンの策定に向け、検討を重ねてまいりました。

旧ビジョンでは、選ばれる熊本を実現するリーディング産業群の形成を掲げ、重点5分野を中心に産業形成に取り組んでまいりました。

近年は、第4次産業革命といった基盤技術の発展やSDGsの取組など、社会環境が大きく変化してきました。そのような中、今年に入り、新型コロナウイルス感染症の拡大や大規模自然災害が発生し、県経済、県内企業は極めて厳しい状況に陥るとともに、既存事業の課題やリスク、変革の必要性が改めて明らかになりました。

しかし、こうした状況を変革のチャンスと捉え、前向きな産業施策を進めることが重要と考えております。

次期ビジョンでは、2030年頃の目指す姿として、「優れた人材や技術の「X(クロス)」により次代を切り開く「価値を創造」して「快適で豊かな県民生活」を実現する熊本」を掲げさせていただき、資料に記載の3つの基本姿勢に基づき、産業施策を展開してまいります。

対象業種につきましては、製造業とIT関連産業を主な対象業種とし、医療、農業、観光等のほかの業種と連携した取組を積極的に支援いたします。

計画期間は、令和3年からの10年間といたしますが、社会構造の変化が速いことから、基本姿勢や未来像といった核となる部分を除いた重点的な取組などは、3年間を基本として必要な見直しを検討いたします。

未来像の実現に向けて、4つの重点的な取組を進めてまいります。これにより、基幹産業のさらなる成長を目指すとともに、熊本の強みを生かした新たな産業の創出や魅力発信を促進してまいります。

1つ目は、先端技術導入等による企業の稼ぐ力の強化です。企業がデジタル技術を導入して、ビジネスや組織を変革するデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXの導入や事業承継、M&A支援などを進めてまいります。

2つ目は、熊本型イノベーション・エコシステムの構築による新産業の創出です。これ

は、熊本の強みを生かし、持続的に産業が創出される仕組みのことで、イノベーション拠点の形成や起業支援体制の充実などに取り組みます。

3つ目は、本県の産業を支える人材の育成、確保です。女性、高齢者、外国人等の多様な人材の活躍やIT人材の育成などを進めます。

4つ目は、海外展開、連携の促進による機会の拡大です。海外展開支援体制の強化などを進めます。

次に、指標の設定です。

次期ビジョンでは、目指す姿を評価する総括指標、重点的な取組を評価する重点指標、そして、年度内に策定するアクションプランにおいて設定する個別指標の3段階の指標を設定します。

ただし、新型コロナの影響などによって不確実性が高まっていることから、目標値は柔軟に運用したいと考えています。

以上、簡単ではございますが、熊本県産業成長ビジョンの概要について御説明させていただきました。

県としても、県内企業の成長に必要な支援を実施してまいりたいと考えております。

産業支援課からは以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○上塚エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

説明資料の26ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

蓄電池普及による防災拠点・再エネ促進事業は、社会実験のための住宅用蓄電池設置補助と県立高校への蓄電池設置に要する経費でございます。

9月補正での予算成立後、住宅用蓄電池設置については、11月に15件の補助の交付決定を行い、県立高校への蓄電池設置については、教育庁の施設課と協議を進めているとこ

ろです。

どちらも蓄電池の設置工事に伴うものであり、事業期間が令和3年度にわたる可能性があるため、繰越しを行うものでございます。

次に、説明資料、28ページをお願いいたします。

第2次総合エネルギー計画の策定についてですが、条例で議会議決が必要な計画とされておりますので、提案するものです。

既に9月の経済環境常任委員会において概要を説明させていただきました。その後、10月8日から11月6日までパブリックコメントを実施し、1団体から10件の御意見をいただきました。本文中で語句の修正を行ったものが5件、反映困難なものが1件、今後の取組の参考とするものが1件、本ビジョンと直接関係ないが意見として伺ったものが3件でした。

また、御存じのとおり、国の新たな動きとして、10月に菅首相による国としての2050年カーボンゼロ宣言と、それに伴う規制緩和方針や優遇税制導入予定の発表がありましたので、概要版及び本文中で修正させていただいております。これら国の方針と連携して、県としての取組を進めていく所存です。

それでは、内容を説明させていただきますが、前回の委員会と重複しますので、重点的取組等を中心に、簡潔に説明させていただきます。

別添の第2次熊本県総合エネルギー計画概要を御覧ください。

まず、本計画は、2030年度までのエネルギーに関する総合計画です。

資料右上、5、基本方針、重点的取組の一番上に記載のとおり、今回の計画は、2050年県内カーボンゼロの実現のための初めの一步として、2030年度に向け、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー推進等に取り組みます。

2030年の目標としては、1つ戻っていただ

いて、4の目標の円グラフですが、9月の委員会で御説明したとおり、県内の再エネによるエネルギー自給率を、エネルギー全体で35%、電力で50%としています。

その目標達成に向けて、8つの重点的取組を掲げておりますが、ポイントのみ説明します。

資料の一番右側をお願いいたします。

①の「空港周辺地域等でのスマートシティ創造」については、先般公表されたU Xプロジェクトと連携しながら、世界的な流れである再生可能エネルギー100%の電力、RE100電力を使った産業団地等を空港周辺に形成し、既に立地している県内企業の価値を増大させたり、脱炭素時代の企業立地面のブランドとしてアピールしていくことを考えています。

1つ飛びまして、③の「くまもと版グリーン・ニューディールの実現」については、復旧・復興有識者会議からの提言を受け、球磨川流域の豊かな森林や水、風などの再エネ資源を生かし、バイオマス、小水力、風力、そして屋根置き太陽光発電等を推進するものです。

一方で、最近、県南地域において、風力発電施設立地を懸念する住民意見も聞かれますし、メガソーラーによる環境影響への懸念もあります。よって、「⑧すべての県民に愛される再エネ施設」においては、再エネ施設の整備において、事業者、地元がコミュニケーションを取りつつ、再エネ施設が地域とともに発展することを促進することとしております。

以上、簡単ですが、第2次総合エネルギー計画案の概要について説明させていただきました。

本計画に基づき、庁内組織や市町村、民間団体等とも連携して、2050年県内カーボンゼロに向けた再生可能エネルギー利用促進や省エネルギーの推進に取り組んでまいりたいと

考えておりますので、御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○工藤企業立地課長 企業立地課でございます。

資料は、元に戻りまして、常任委員会説明
資料の29ページをお願いいたします。

第12号議案、熊本県工場等設置奨励条例及
び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条
例の制定について御説明をいたします。

内容につきましては、おめくりいただきま
して、30ページの概要により御説明をいたし
ます。

1の改正の趣旨でございますが、本県で
は、経済の活性化のため、県内に工場等を新
設、増設された事業者に対し、不動産取得税
等の県税の課税免除を行っており、記載して
おります2つの条例でその取扱い等を規定を
しております。

今般、条例が引用しております国の法律、
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発
展の基盤強化に関する法律が改正されまし
て、条例の規定を改正するものでございま
す。

2の改正の内容につきましては、法律の条
項のずれや省令の題名の改正に伴い、所要の
規定の改正を行うものでございます。

条例の施行日は、公布の日としておりま
す。

企業立地課は以上でございます。御審議の
ほどよろしくお願い申し上げます。

○緒方勇二委員長 次に、観光戦略部長から
総括説明を行い、続いて、担当課長から資料
に従い説明をお願いします。

まず、寺野観光戦略部長。

○寺野観光戦略部長 まず、一言御礼を申し
上げます。

委員の皆様には、先月の管内視察、陸海空

のルートを使いまして盛りだくさんの内容で
ございましたが、御対応いただき誠にありが
とうございました。学びましたことを今後の
取組にしっかり活用してまいりたいと思いま
す。

それでは、県内観光に対する新型コロナウ
イルス感染症や7月豪雨災害の影響及び県内
観光、経済の回復に対する取組について御説
明申し上げます。

まず、本県観光の現況でございますが、県
内の主要宿泊施設調査における本年3月から
11月の宿泊者数は、前年同期と比べると約60
%減の見込みとなっております、前回の委員会
で御報告した見込みから14ポイントの改善とな
っております。

国のG o T o トラベルキャンペーンや国道
57号全線開通による阿蘇地域へのアクセス回
復が旅行者のマインドを向上させたものと推
察され、10月、11月は、前年同期と比べ約25
%減にまで持ち直してきております。経済損
失の推計額は857億円と、影響は依然として
大きいものの、回復の兆しが見られます。

また、全国的には、新型コロナウイルス感
染症は再び感染拡大傾向にありますが、本県
におきましては、国が示すステージ3に該当
する状況には至っておりません。そのため、
現時点では、国のG o T o トラベルキャンペ
ーンやG o T o イートキャンペーンにおきま
して、本県では特段の制限を求めないことと
しております。

県では、宿泊施設や飲食店、そしてその利
用者の皆様に対して、感染防止対策の徹底を
働きかけ、感染拡大防止と地域経済活性化の
ベストバランスを目指してまいります。

次に、県内観光、経済の回復に向けた当部
での具体の取組について御説明申し上げます。

まず、ワーケーションの実証事業をスター
トしました。今後、ビジネスマン等を対象と
した新しい旅行需要の創出や、平日や閑散期

のホテル等の稼働率向上につなげてまいります。

また、県産品の販路拡大につきましては、県内食品メーカーや大手百貨店などとのオンライン商談会及び巣籠もり需要の高まりを捉えました県物産振興協会のECサイト販促キャンペーンを実施し、県産品のPRと消費拡大につなげているところでございます。

次に、人吉、球磨をはじめとする7月豪雨被災地域の観光再生につきましては、地域の観光事業者などと意見交換を重ね、応急期、復旧期、復興期のステージに対応した戦略づくりを行っております。

現在進めている被災事業者の事業再建支援や地域のニーズに応じた観光需要喚起策とともに、実施効果を最大限に高め、一日も早い観光の復興とにぎわいの創出につなげてまいります。

続きまして、観光戦略部関係の議案の概要につきまして御説明します。

今回御提案しております議案などは、予算関係が1件、条例等関係が2件であります。

まず、予算関係につきましては、来年度の年間委託契約などに係る債務負担行為及び施設の災害復旧等に係る繰越明許費についてお諮りしております。

また、条例等関係におきましては、指定管理者の指定について御提案しております。

以上、私からの総括説明とさせていただきます。

詳細につきましては、関係課長から御説明しますので、御審議のほどよろしく御申し上げます。

○緒方勇二委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○府高観光交流政策課長 観光交流政策課でございます。

説明資料の31ページのほうを御覧ください。

い。

債務負担行為の設定でございます。

旅券発給業務ですけれども、県庁におけます窓口対応、それから申請書の審査、そして旅券作成等に係る業務委託を令和3年4月から実施するため、年度内に契約の事務を行う必要があります。そのため、1,796万9,000円の債務負担行為の設定をお願いするものです。

観光交流政策課は以上です。よろしく御願いたします。

○脇観光企画課長 観光企画課でございます。

説明資料の32ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

観光統計パラメーター調査事業でございますが、国が示す全国共通基準に基づき、観光入り込み客実数、それから訪問地、再訪意向等を、県内観光地で対面調査を行うための業務委託を令和3年4月から実施するため、年度内に契約事務を行う必要がありますことから、426万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

観光企画課は以上でございます。御審議のほどよろしく御願をいたします。

○池田販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課でございます。

説明資料の33ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

産業展示場災害復旧等事業として、4億4,200万円余の繰越しをお願いするものでございます。

本年度は、電気設備や空調設備等の一部工事について、利用者への影響を考慮いたしまして、予約や利用状況に応じた工事計画を調整する必要があります。よって、工事期間に不足を生じるおそれがあるため、繰越枠の設定をお願いするものでございます。

続きまして、34ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

伝統工芸館管理運営業務でございますが、第4期分、令和3年度から7年度までの5年間の指定管理委託料といたしまして、3億9,500万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

なお、資料中段の年次別内訳の中で、令和6年度の限度額が大きくなっておりますのは、大規模改修工事に伴う半年間の休館により収入減となるため、指定管理委託料が増加するためでございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。

議案第29号、指定管理者の指定についてですが、ただいま説明しました熊本県伝統工芸館の管理運営業務につきまして、一般財団法人熊本県伝統工芸館を指定管理者として、令和3年4月から令和8年3月末まで指定するものでございます。

おめくりいただいて、資料、36ページ、37ページに選定の経緯を記載しています。

今回の公募により申請がありましたのは、一般財団法人熊本県伝統工芸館1者でございます。

熊本県伝統工芸館の現指定管理者としてのこれまでの経験と実績に基づく施設管理運営の着実な実施に加え、伝統的工芸品産業の振興に資する提案等が選考委員会で高く評価されたことを踏まえ、選定することとしました。

続きまして、38ページをお願いいたします。

議案第30号、同じく指定管理者の指定についてですが、熊本産業展示場の管理運営業務につきまして、熊本産業文化振興株式会社を指定管理者として、令和3年4月から令和8年3月末まで指定するものでございます。

資料、39ページ、40ページに選定の経緯を

記載しています。

今回公募により申請がありましたのは、熊本産業文化振興株式会社1者でございます。

熊本産業文化振興株式会社の現指定管理者として、これまでの経験と実績に基づく施設管理運営の着実な実施に加え、施設の効用を最大限発揮させるための提案等が選考委員会で高く評価されたことを踏まえ、選定することとしました。

販路拡大ビジネス課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○緒方勇二委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いします。

まず、藤本企業局長。

○藤本企業局長 企業局でございます。

提出議案の説明に先立ち、企業局が所管する事業の取組状況について御説明を申し上げます。

まず、令和2年7月豪雨で被災した水上村の笠振発電所につきましては、現在復旧工事を進めておりますが、被災箇所が多数に上ることや敷地に隣接した護岸工事が来年度以降に実施されることもあり、しばらくの間発電停止が続く見込みです。

続いて、事業ごとの状況を御説明します。

電気事業では、主力の水力発電所のリニューアル事業のうち、発電機の更新が完了した市房発電所につきましては、2つの発電所とも順調に稼働しております。現在、工事の最終段階である進入路等の舗装工事を行っており、今年度中に完了する見込みです。

緑川発電所につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、工事の着手に若干の遅れはありましたが、令和3年度中の発電再開を目指し、現在工事を行っております。

次に、工業用水道事業では、有明及び八代

工業用水道事業におけるコンセッション方式の導入に関しましては、9月定例会で運営権設定に係る議決をいただいたことから、10月27日に運営事業者と実施契約の締結を行いました。

今後は、運営事業者への業務引継ぎ等を着実に進めてまいります。

最後に、有料駐車場事業につきましては、次期指定管理者の指定に向けた手続きを進めており、10月に開催しました外部有識者による指定管理候補者選考委員会での選考を経て、候補者を選定し、今定例会に事業者の指定に係る議案を提出しております。

今回の提出議案につきましては、予算関係議案として、補正予算1件、債務負担行為の設定3件、条例等議案として、ただいま御説明しました指定管理者の指定1件でございます。

詳細につきましては、総務経営課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○緒方勇二委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○永松総務経営課長 総務経営課でございます。

企業局の11月補正予算等について御説明いたします。

今回は、7月豪雨に係る工業用水道施設被害の復旧関係の補正1件、令和3年度以降分の債務負担行為の設定3件及び有料駐車場の指定管理者の指定1件をお願いするものでございます。

説明資料の42ページをお願いいたします。

初めに、工業用水道事業に係る補正予算でございます。

7月豪雨により、有明工業用水道関連で竜門ダムの津江導水路取水口設備、及び八代工業用水道関連で逢栞頭首工において被害が発

生しております。そのため、これらの施設に係る災害復旧費の利水者負担金の所要額をそれぞれ計上しております。

43ページをお願いします。

電気事業会計に係る債務負担行為の設定でございます。

情報処理関連業務の企業局情報ネットワーク用サーバー及び関連機器リース、企業局本庁と各出先機関を結ぶインターネット関連機器のリースでございます。

来年4月1日から使用を開始するため、今年度中に契約を行う必要があることから、限度額627万円余の債務設定をお願いするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、44ページをお願いします。

1段目は、企業局所有施設等管理業務の発電総合管理所建物清掃委託及び幸野、船津の両ダムに係るダムゲート等点検業務委託でございます。

いずれも今年度中に契約を行う必要があることから、限度額4,873万円の債務設定をお願いするものでございます。

2段目は、緑川第三発電所自動制御装置等取替及び水車発電機全分解点検工事でございます。

当発電所は、現在FITの対象でございますが、制度適用満了後の令和4年1月から開始する水車発電機全分解点検工事に合わせ、自動制御装置等の取替を行うため、装置の製作を来年4月から取りかかりたいと考えております。

以上の理由により、今年度中に契約を行う必要があることから、限度額3億53万円余の債務設定をお願いするものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

議案第28号、指定管理者の指定でございます。

県営有料駐車場等の運営及び施設の保守業

務等につきまして、日本パーキンググループを指定管理者として、令和3年度から7年度まで指定するものでございます。

15ページをお願いします。

選定の経緯等について御説明いたします。

9月18日から公募を開始したところ、3者から応募がありました。10月29日の外部有識者による選考委員会を経て、11月4日に局内の指定管理者制度運営会議を開催しました。

今回の選定に当たっては、熊本市中心市街地の振興及び地域貢献の寄与度を新たな審査基準に加えたほか、県内に本社を有する場合、100点満点中10点を加点するなど、県内企業の参入にも配慮したところがございます。

その結果、地元企業が構成企業として参画した日本パーキンググループを選定しました。

その理由としては、これまで5年間の指定管理者としての実績のほか、くまモンICカード決済の導入など、利便性の向上につながる新たな提案や県への納付金額も他の2者を大きく上回った点などを評価しました。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○緒方勇二委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、各部局を一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○内野幸喜委員 商工労働部長の総括説明にもありましたし、それから観光戦略部長の総括説明にもありましたが、G o T o トラベルですね。特に、観光戦略部長の説明では、本

県では特段の制限を求めないこととしておりますと。

実際、やっぱりこれで非常に恩恵を受けてる業界ってたくさんあるんですね。先月末だったんですけども、玉名のあるホテルで会合がありまして、ちょうど支配人が玄関口で来る人の全ての検温をされてたんですね。ちょっと話したら、今日は満室ですとおっしゃっていました、その日はですね。やっぱり今国のほうでこのG o T o についていろいろ議論がされてるけれども、ぜひその地域性を考えてやってほしいという意見がありましたね。だから、東京とか——当時は、北海道とかいろいろ議論が出ていましたけれども、それで4月、5月、6月とかの非常に厳しい時期を考えると、今やっとうにかこうにか宿泊者が増えてきたとおっしゃっていたので、だから、そういう意味では、本県では特段の制限を求めないこととしておりますと。それからベストバランス、やっぱりこれが大事で、経済の活性化と感染拡大防止、両方求めていくというのがウィズコロナということの中でやっぱり重要だろうと思ってます。

そこでお聞きしたいのが、そのG o T o トラベルで熊本には実際どれぐらいの方が宿泊されたのか、分かるのであればお聞かせいただければなと思うんですが、これはどこになるんですかね、課としたら。観光振興のほうになるんですかね。

○川寄観光振興課長 観光振興課でお答えさせていただきます。

観光庁が発表しました11月15日までのG o T o トラベルの利用者が、全国で5,260万人という数字が出ております。これが、各都道府県別になると、詳細なデータというのは出てないというのが実情です。

○内野幸喜委員 じゃあ、基本どうなんですか。これから、例えば、ホテルとか旅館のそ

それぞれの事業者さんのほうに聞き取りとかやる予定とかあるのかというのはどうですか。

○川寄観光振興課長 観光振興課です。

観光振興課のほうでは、熊本県のくまもつと泊まろうキャンペーンというのを7月、8月にさせていただきましたので、その関係性が構築できてますので、今ヒアリングを、各ホテルさん、旅館さんにはいろいろ意見をお伺いしております。

その中では、ちょっとすみません、外れますけれども、今のところ、委員おっしゃったように、G o T o トラベルの影響が出ておるということで、一番心配なのは、そのG o T o トラベルが終わったときの対策、反動減がちょっと心配ですねっていうようなお話はやはり伺ってるところです。

いずれにしても、現場の声を、私たち非常に重要視したほうがいいかなと思っておりますので、機会をなるべくつくって現場の声を聞くようにはしております。

○内野幸喜委員 実際、宿泊もそうですし、電子クーポンと紙クーポン、こういったものも利用がやっぱり多くて、通常であれば、管内のお土産屋さんでも、1,000円いかなかったケースが、今はもう1,000円以上御購入いただくとか、非常にそういう効果もあるということをおっしゃってたんですよね。だから、そういう意味では、本当もうさっきから何度も言いますが、活性化もそうですし、感染予防も両方求めていくと、ベストバランス、こういう形でやっぱりやっていってほしいなというふうに思います。

それから、これは観光戦略部に聞くべきなのかどうか分からないですが、県内のそのG o T o 関係で感染、要するに陽性者が出たとかっていう、そういう情報って入ってるんですかね。私は聞いてないんですが、そこはどうなんでしょうか。

○川寄観光振興課長 私どものほうでも、その情報としては把握をしております。

○内野幸喜委員 分かりました。

それとまた、関係していいですか。

それから、G o T o イートのほうですね。イト、第2次で今やってるんですかね。今テレビのCMなんかでもやっていますけれども、その販売というんですかね、その申込みというのはどういう状況ですか。

○池田販路拡大ビジネス課長 委員おっしゃるとおり、G o T o イート、3期に分けて、管理者はJ T Bさんが事務局としてやられてるんですけども、今2期目を販売しております。

1期目はもう完売したんですけども、2期目が若干、一番初めはよかったんですけども、感染が若干拡大したということで、まだ完売まではしてないというふうには聞いております。

来年度、また第3期のほうが、35万だったんですかね、一応用意はされておりますけれども、全体的には半分一応売り切ったというような話を聞いております。

○早田順一委員 32ページの、観光企画課長にお尋ねします。

債務負担行為の観光統計パラメーター調査事業でございますけれども、まず1つが、全国共通基準による観光入り込み客実数等々書いてありますが、この全国共通基準というのがどういったものを教えてください。取りあえず、それをお願いします。

○脇観光企画課長 観光企画課でございます。

今委員の御指摘のありました全国共通基準というものでございますが、これは、実は観

光庁が定めておりました、必ず動態調査をする——このパラメーター調査というのは、動態調査のことなんですけれども、四半期に1回休日を必ず含んでくれとか、それから各県10か所以上の観光施設でアンケート調査をしてほしいとか、それから観光施設への訪問者を対象に、1回当たり大体3,000サンプルぐらいは取ってほしいと、そういうような幾つかの共通基準を設けて全国で展開しているものでございます。

以上です。

○早田順一委員 各市町村の入り込み客数とか、あと観光地といいますか、その宿泊数です。宿泊数というのは、先ほど部長の話にも出ておりましたけれども、泊まられたお客さんの数というのは確実に把握はできますけれども、この観光入り込み客数、これが不思議というか、どういうふうにカウントされてるのかがちょっと分からぬとですが、例えば山鹿市なんかは、1日当たりになると1万人以上の方が来られてるんですよ、観光客としてですね。どう考えても、来られてるのかどうかちょっと不思議な数字なんです、よその市町村でも恐らくそういう現象が起こってるんじゃないかなと思いますけれども、実質の入り込み客数が、これが正しいのかどうかちょっと疑問があるんですが、その点どうお考えですか。

○協観光企画課長 観光企画課でございます。

今委員の御指摘をいただいた入り込み客数についてなんですけれども、先ほど御説明させていただいたように、各市町村の皆様方に照会をさせていただいて、こちらのほうから一定の基準を基に施設を抽出させていただいております。

観光地点の選出の方法として、例えば、非日常利用が多い——これはどういったことを

言いますかといいますと、域外利用者が、その施設、その観光地に対して半分以上ぐらい利用されていることが1つ。それから特定の月で5,000人以上、年間で1万人以上の利用があるような観光施設、それからイベントも一応含まれております。ですので、若干多く感じるかもしれないんですけれども、例えば道の駅ですとか山鹿灯籠まつり、こういったものも実はその観光地点調査ということで入り込み客数の中に入っております。ですので、半分以上が観光客もしくは域外客とはいってしましても、半分以内は、逆に言いますと、地域の方々の利用も多少入ってるというところもあります。

ですので、総体的に見ると、委員御指摘のように、多く感じるかもしれませんが、間違いなくその観光施設、それからイベント等には、総計すると、おおむねこちらから統計を出した数字ほどは来てるというふうに認識しております。あくまでこれは実数をいただいた上で積み上げておりますので、大きな差異は多分ないんだろうというふうに思っております。

観光企画課は以上です。

○早田順一委員 まあ、道の駅等々を入れると、かなり地元の方も行かれているんじゃないかなというふうに思います。この数字が本当に実数なのか、それより多いなら、何か各市町村の、要は観光対策そういったものに何か油断が生じないかなと、そういう心配をするわけですね。しっかりとした統計じゃないと、なかなかその対策というのが取れないような状況でありますので、まあこの数字が正しいのであれば本当ありがたいんですが、これが、数字が大分本当は少ない状況であるならば、これはもう一回気合を入れて、各県も市町村も戦略を練らないといけないような感じがしましたので質問しました。

それと、今度は逆に、先ほど内野委員のほ

うから話がありましたG o T oトラベル関係ですね。こういった調査というのは、これは一緒に今後できないものなんでしょうか。

○脇観光企画課長 観光企画課のほうで、四半期に1回というか、毎月なんですけれども、宿泊統計調査ということで、実は、このコロナ禍でどれぐらいお客様が減ってるかどうかというのを、県内約40施設を対象に調査をさせていただいております。

その中で、G o T oトラベルの利用者についても、一番最初の段階では、何割ぐらい使ってもらってるのかというのは、おおむね数字としては出させていただいてるところでありますけれども、先ほど観光振興課のほうでも御説明があったとおり、毎月、そして、なおかつG o T oトラベルの場合、ちょっと幅がかなり大きいものですから、詳細についてはなかなかうちでも把握がし切れず、国に対して、数字についての開示というか、教えていただきたいとお話をしてるんですが、なかなか御回答いただけてないというところもございます。

ですので、我々のほうでも、先ほどの観光振興課の説明にありましたように、地域の皆様方からしっかり情報を取りながら、その全容について把握に努めていきたいというふうに思っております。

○早田順一委員 どうせ調査されるなら、ぜひ一緒に効率よくしていただければと思います。

以上です。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑は。

○前田憲秀委員 エネルギー政策について幾つかお尋ねをしたいんですけれども、大下課長からもあった産業成長ビジョンも、エネルギー計画にしても、次の更新年度があるから

議会の承認を得ないといけないという前置きがありました。私も、基本的には、きちんと承認はさせていただこうと思うんですけれども、特にエネルギーに関して、これから10年は非常に日本にとっても熊本県にとっても重要な位置づけかなということで、何点かお尋ねをしたいんですけれども、まず、このA3のカラーの用紙で説明いただいた、右のほうの重点的取組の中に、「空港周辺地域等でのスマートシティ創造」の中にRE100というのがあります。リニューアブルエナジーと言うんだったですかね。これは、できればちょっと詳しく説明していただいてもいいですか。

○上塚エネルギー政策課長 RE100といいますのは、リニューアブルエナジー100ということで、再生可能エネルギーを100%使って企業活動をする、そういう企業ということで、RE100自体は、世界的企業が認証といいますか、受けております。約250ぐらい世界的な企業が認められておまして、その中で日本は42の企業が認められております。

こういった企業を、今後、こういう再生可能エネルギーというのが重視されてきますので、こういった活動をする企業に対しての投資が優先的に行われるとかされますので、そういった要素が、例えば企業が立地されるに当たって重視されると。そういったときに、例えば空港周辺ではこういったエネルギーが調達しやすい、そういうことであれば、優先的にここを選んでいただけたらかなりまし、それに付随して、今度は中小企業もそういった動きが出ております。今後、そういったのが重視される流れになってきておりますので、中小企業にとっても企業のブランド価値が上がるといった流れになっておりますので、そういった面から支援できないかと、そういう地域がつかれないかということで考えております。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。
とってもいいことだと思うので、しっかりこれを支えていただきたいと思います。

主要電力を再エネによって100%使うということ、再エネで発電された電力を100%使うということですね。これは、今認可と言われたかな、承認と言われたか、を目指すという、手を挙げるという段階だと思うんですけども、例えば、県庁はこれを宣言しているんですか、するんですか。

○上塚エネルギー政策課長 県庁としては、100%という宣言はしておりません。しかし、県としては、RE100のアンバサダーということで、そういった企業をPRする、広報に力を入れるということをお手伝いする、県としては参画させていただいております。

今後、できるだけ再エネを、100%まではいかないまでも、再エネをできるだけ活用できるように、今後検討していきたいと考えているところです。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

聞けば、その日本の40幾つかの中に、行政もたしか入っていると思います。都道府県は、鳥取だったかな、1つぐらいあったと思うんですけども、さいたま市とか京都市とか、政令市の中でも幾つかこのRE100を目指しますと宣言をしているところがあると思うんです。ですから、行政は全く別物ではなくて、自ら取り組みますという宣言はぜひいいんじゃないかと思うので、それは県もできないことはないと思うので、しっかりそれはまず取り組んでいただきたいなというふうに思います。要望です。

もう1点いいでしょうか。

○緒方勇二委員長 はい、どうぞ。

○前田憲秀委員 9月のときにもちよっとお

聞きをしたんですけども、今のA3の用紙の真ん中の目標のところですね。Aの再生可能エネルギーの目標のところですよ。

これはどうしても聞いておきたいのであれなんですけれども、風力発電が全体的に1.73倍になってるんですけども、風力が、もう20倍近く目標にしますということになってますね。そして、あえてお聞きしたいんですけども、この再生エネルギー計画の別冊があります。この別冊の18ページに、再エネ導入の可能量という、カラーできれいに作っていただいているんですけども、これに風力発電はまだ余力がありますみたいなグラフがあるんですよ。これは、どういう根拠なんでしょうか。

○上塚エネルギー政策課長 これは、風況あたりを調査しまして、そういったところに発電設備を置けば、これぐらいの発電量が見込めるんじゃないかという可能性の量です。

これにつきましては、陸上加えまして洋上、こういったのも入れたところの数字でございます。

○前田憲秀委員 これが根拠で、風力にはまだ余力があるんで、20倍ぐらい目標値としてやりますよということなのかもしれないんですけども、非常に——今洋上とか言われたんですけども、どうなのかなという思いがあります。

その別冊の30ページには、課題というのもきちんと説明していただいているんです。30ページの風力に、事業予定地で風況調査等の検討を行った後、撤退する案件が複数あるという、もちろん車帰の例もありますよね。だから、さほどその期待値が高いのかなという疑問があります。最初に言ったように、これから10年間の本県のエネルギー計画というのは非常に重要な位置づけじゃないかという思いで、十二分にそこは調査もし、検討もして

いただいていると思うんですけども、その懸念はちょっと言っときたいなと思います。

そして、その別冊の21ページに、これもカラーできれいに、送電線網という九電からの資料があります。これを見れば、県南で風力をというお話も聞いたんですけども、この点々線があるところは、高圧線ではもう電気を送れないということを意味しているんだと思うんですよね。ということは、風力でどれぐらいの発電量を、20倍目標にしているのか分かりませんが、その発電した電力をどうやって送るのかとか、様々これは、課長とも個人的にもいろいろ議論させていただいたんですけども、あるんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺の見通しはどうなんでしょうか。

○上塚エネルギー政策課長 委員おっしゃるとおり、風力につきましては、いろいろ課題があるのは事実です。

この目標を出しておりますのは、アセス案件が実際かなり、県南だけでも7件、全体的に11件ほど風力のアセスが上がっております。これについて、全て最後まで計画どおりにいくとは思っておりませんが、そういった見込みを入れたところの数字でございます。

おっしゃるとおり、その後、この接続の問題、これもあります。ただ、これは、国としても、再エネ導入に際しては、この系統接続の問題が非常に課題という認識を持っておりますので、今先着優先という、もともとの電気事業者が優先で接続をされておりますが、これを再エネ優先にできないかという検討をされておりますし、そういった動きが大きいところは優先的に接続できないかと、プッシュ型と言いますけれども、そういった計画を立てられないかという様々な検討がなされておりますので、その辺りも期待しているところでございます。

おっしゃるとおり、住民等の理解とかそういった課題もありますので、その辺りも、いろんな事業者と住民とのコミュニケーションをどう図るか、そういったところも解決しながら取組を進めてまいりたいと思っております。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

課題は多いという認識では共通できたのかなと思うんですけども、太陽光にしても風力にしても、発電できて——なかなか一般に知られてないのは、電気が発電できました、それをそのまま使いますじゃなくて、やっぱりそれを制御しないといけないというのが、専門家に聞くと最も大事と言われてます。だから、いわゆるIT企業を例えば誘致しようなんていったら、ITは、やっぱりそこが一番懸念される場所と聞くんですよ。いわゆる、いつ遮断して停電になるかわからない、そんなだったらまた損害賠償も起こるこれからは時代になるという話なので、そこは、しっかり計画としては、向こう10年のは立つんでしょけれども、その見直しというか、いろんな検討課題は常にあるよという上でやっていただきたいなというふうな思いがあります。

それと、常に私が言う水素の話ですけども、昨日もニュース等では結構頻繁に言われておりました。国も動き出しております。

例えば、風力にしても、無理に送電線でその電力を送らなくて、そこで発電した電気を、いわゆる今一番課題は、水素に関しては水素ステーションなので、水素ステーションに直接電力を送って水素を発生するような仕組み、そういったのも考えられるんじゃないかなというふうにも思っておりますので、しっかり検討していただいてこのエネルギー計画をつくっていただいているんだと思いますけれども、何回も言いますように、しっかりとこれからのエネルギーというのは、とつても

—いろいろな方向に軌道修正もやむなしという思いもしますので、そこはじっくり据えてやっていただきたいということと、もう1点、このA3の用紙の右上にSDGsの枠があります。産業成長ビジョンの中でも、課長は、SDGsの国際目標に向けた取組も必要になったとありますけれども、もう少しこのSDGsにおいて、こういうことなんですという表記というか、表現の仕方も大事じゃないかなと思いましたが、ただ枠で7番、8番、9番というよりも、このことはSDGsにおける、持続可能における、サステナブルにおけるこれなんですという表示も、やはりこれからしっかり普及していくためには必要じゃないかなと思っております。

もう最後ですけれども、いかがでしょうか。

○上塚エネルギー政策課長 前のほうに述べられた、まず水素に関してなんです、水素に関しては、県としても、水素は、安定的に使えるようになれば、エネルギーの安定供給や温暖化対策等に非常に有効と認識しております。

このため、この計画においても、別冊の本体の54ページに、太陽光や風力といった再エネ電源の余剰電力を水素に転換して貯蔵するP2Gという技術がありますが、こういった技術を将来の取組に備えて、情報収集を行う事項の筆頭で掲げさせていただいております。

国においても、今福島県の浪江町辺りで、こういった技術の実証施設が稼働開始しております。さらに本日の新聞情報でも、2050年カーボンゼロに向けて、グリーン成長戦略の実行計画の重点分野に水素が位置づけられております。で、今後取組が進められていくものと思います。

このような国における水素関連の技術開発とか実用化の状況、国の実行計画の進捗等を

注視して、適時適切に対応していけるように、情報収集に努めていきたいと思っております。

それと、2点目のSDGsにつきましては、今後、この計画をいろんなパンフレット等で周知していきたいと思っておりますので、そのときに、こういった部分で関連があるということに記載させていただいて周知を図っていききたいと思っておりますので、よろしく御支援をお願いいたします。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○内野幸喜委員 関連してなんですけれども、このA3の右下に、基本方針の中で、再エネ立地に伴う問題への対応と、重点的取組の中で、⑧ですね、「すべての県民に愛される再エネ施設」と、こうやって書いてあるってことは、裏を返せば、いろいろな問題があつてるとということなんです。

この太陽光というのは、環境に優しいということで導入して、実は環境にとってあんまりよくない部分もあるのもこれまた事実なんです。もう見てれば分かるように、例えば私の地元でも、大規模な太陽光発電所の建設予定地のところが、非常に雨に弱かったりとかして、多くの土砂が河川に流入してきたとかつてあつたんです。あと、阿蘇のほうを見ると、景観上も果たしてこれは大丈夫なのかなというところに造られたりとかしてるケースもあります。

そういうことを考えたときに、53ページとかを見ると、地元で理解をされるように地域貢献策を促進するとかつて書いてありますけれども、今後はだんだんと、売電価格がもう下がってきているので、大規模な、太陽光に関して言うならば、施設というのはもうこれからはあまりできないのかなと思うんですが、まだ建設途中のがあるんですね、許可を

取ってて。例えば、そういったところに、やっぱりちゃんと地元ともしっかりと協議をしてくれということをしつかりと言ってほしいというのがあるんですね。

もう1つ、これも実はいろんな箇所に出てるんですけども、最初の許可を取った事業者が、その利益の先食いということで、例えば20年のスパンで幾らの利益が出ますという、もう分かっているわけですね。だから、それを見込んで売ってくれという事業者も逆にいるんですよ。そうしたら、最初に許可を取ったところは、20年間分の利益じゃなくて10年分がいいからと、当初の、例えば2億の利益が1億になっても、1億利益が出るんだしたら、利益を先に確保しようということで売るところがあるんですね。そうすると、当初の事業者が地元とせつかくいろんな協定を結んでも、じゃあそれが次の事業者に継続されるのかとか、そういった問題も出てきてるんで、そこは県としても、許可を出すのは、これは違う課になるかもしれないですけども、やっぱりそこはしっかりとしてほしいなというように思います。これは、要望なので。

それから、さっきの別のエネルギー政策課のところ、これは26ページ、蓄電池普及による防災拠点・再エネ促進事業ってありましたが、これは、例えば、個人の10年間の余剰電力の売電というのは、もう既に10年が過ぎてる方、たくさんいらっしゃるんですね。さっき15件交付ってありましたけれども、この15件というのは、個人で15件ということですか。

○上塚エネルギー政策課長 この事業は、おっしゃったように、交付は15件です。ただ、これは、補助を目的としているのではなくて、今後、普及に向けていろいろな分析をさせていただきますので、そういったデータを取っていききたいと思っております。そういう

のに協力いただくために補助をしております。

今後、そのデータを取って分析しまして、どうやって普及させていくかということを考えていきたいと思っております。

○内野幸喜委員 じゃあ、実証実験みたいな補助という認識でいいんですかね。で、よろしいですか。

○上塚エネルギー政策課長 そのとおりでございます。

○内野幸喜委員 これは、国のほうの動きもあると思うんですけども、当初の太陽光設置のときいろんな補助があって、県もあったと思うんですけども、これからやっぱりいいよ今度は蓄電池ですね。蓄電池がまだまだちょっと価格が高いもんですから、国の動向も見ながら、そういった部分もこういう形で、ぜひ補助等の支援、それから設置が進むような形の推進施策もお願いしたいなというように思います。

これは、もう答えは要らないです。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○早田順一委員 熊本県の産業成長ビジョンについてお尋ねします。

概要の右側に「4つの重点的な取組み」と書いてあって、一番下の(4)の「海外展開・連携の促進による機会の拡大」ということでお尋ねしますが、日本の人口はこれからもどんどんどんどん減っていきますけれども、海外、特にアジアの人口というのは増えていきます。別冊の11ページのほうにも、人口が300万人都市、これが5年前は66都市、しかし、25年後の2045年には127都市まで増加することが予測されるというふう書いて

あります。中間層や富裕層に対するビジネス機会は拡大することが予測されるため、所得水準が高い、これらの新たに誕生した大都市と結びつけば、本県の産業にとって大きなチャンスになるというふうに書いてありますけれども、まさしくそうだというふうに思います。

そこで、この海外展開ですね、支援体制の強化等々書いてありますけれども、新たな市場の開拓とも書いてありますが、具体的にどういうことをされていかれるのか、ちょっとお尋ねします。

○大下産業支援課長 産業支援課でございます。

海外展開でございますが、まさに委員御指摘のとおり、日本は人口が減っていく中で、日本の市場規模は小さくなっていく。他方で、アジア等発展途上国を中心に人口が増えていく中で、その市場をしっかりと取り込んでいかなきゃいけない。

そういった状況の中で、県内企業は、まだ海外展開、十分に行えてない企業、こういったところがたくさんあります。そういったところがスムーズに海外展開を行えるようにするために、施策の方向性としては、まずはジェトロ等の関係機関との情報共有並びに連携強化をしっかりと図ることによって、何か企業さんが海外展開に当たって困ってることとか、海外展開したいんだけどどうすればいいのか分からないとか、そういったところの悩み相談にしっかりと対応する、そういうところを重点的に取り組むとともに、やはり海外、現地に進出した際に、また海外でのビジネスというのは日本国内におけるビジネスとは異なる部分もございますので、様々な問題事とかお困り事が発生すると思いますが、そういったところについても、ジェトロ等としっかり連携しながら解決に向けて協力していきたいと。そういうような取組を通して、県内企

業の海外展開促進、これをしっかりと図っていきたいと、このように考えているところでございます。

○早田順一委員 私どもも、何回か海外のほうに視察に行かせていただきました。ジェトロの担当者の方とかもお話も聞かせていただきましたけれども、やはりジェトロの役目としては、マッチングですね。マッチングをされるのが基本的なことなんですけれども、そこから先ですよ。マッチングをしたけれども、そこから先、売れるまでというか、進出したり、その商品が売れるまでやっぱり見てくれる人が必要だというふうに思うんですよ。だから、そのところを県としてしっかり後追いをさせていただいて、本当に軌道に乗るまでといいますか、そこまでしていかないと、やっぱりこれからいけないんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、その辺の強化というのが必要じゃないかなと思いますけれども、その辺はいかがですか。

○大下産業支援課長 委員御指摘のとおり、マッチングだけでは、そこでビジネスは終わってしまうというパターンも往々にしてあると思いますので、そういった中で、しっかり国際市場と県内企業をつなぐコーディネーター、こういったものも県内に配置をしようというところを今回のビジョンにも記載させていただいておりますが、そういったところでしっかりハンズオンで、この海外展開する企業さんがしっかりもうけられるように、お金を稼げるように支援をしていきたいと、このように考えているところでございます。

○早田順一委員 ということは、何かあれですか、職員に誰か採用するんですか。それとも、例えば、企業に委託するとか、そういう考えなんですか。

○大下産業支援課長 産業支援課でございます。

その形態の在り方については、今後検討していくところではございますけれども、一つの形として委託とか、そういった形があるのかなというふうには思っているところでございます。

○早田順一委員 やっぱり熊本県がどうしてもこれまで後発でやってきてるものですから、よその県のほうが先に進んでるんですよね。今の状況を考えたときに、もうちょっとやっぱり強化をこの計画の中に、ビジョンの中にしっかりうたっていただいで推進をしていかないと、乗り遅れてしまう可能性もございますので、その辺はぜひ対応をお願いしたいというふうに思います。

要望です。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ありませんか。

○島田稔委員 内野委員のほうから、G o T o トラベル、それからG o T o イートについては質問がありましたので、私、1点だけお尋ねしたいんですが、G o T o イートは、地域の飲食店の関係者等、複数の方とお話したんですが、基本的に、G o T o イートに参加する、手を挙げるためには、現在の客数を半分にせないかぬと、そういうのが条件なんだということなんですけれども、それは事実なんですかね。

○池田販路拡大ビジネス課長 今委員が御指摘いただいたのは、多分感染防止対策をしっかり取ってという条件の中で、当然密にならないような対策として、半分ということは聞いてませんけれども、ある程度間隔を1メートル空けるとか、そういうのを取ってということだろうと思っております。

○島田稔委員 だから、コロナ禍において、そこそこ客が来ている飲食店は、言い方としては不適切かもしれぬですけれども、うまみがないというか、そういうような話を聞いたもんですから、確認をさせていただいたところでした。

資料については22ページかも知りませんが、先ほど商工労働部長の総括説明にもあったんですが、11月16日まで、なりわいについては、第3次公募期間で約2,000件の相談があったと。結果的に111件を受付しました。これは、パーセントでいえば5～6%なわけですよ。何で2,000件の相談で111件なのか、そこら辺の状況というか、ちょっとお話ししていただければありがたいんですけれども。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

冒頭の部長説明にもありましたとおり、今委員お話ございましたとおり、なりわい再建補助金につきましては、111件の申請を第3次までで受付をしております。2,000件につきましては、県下19か所に相談窓口を設けておりますが、そこでの相談の受付の件数になってございます。

相談にお越しになる方は、なりわい再建補助金のみならず、例えば国が直接行っております持続化補助金という小規模な設備更新ができる補助金もございます。そのほか、例えば、保険関係の御相談も含めて、様々ななりわいを再建するための相談としてお越しになってございますので、直接的に、今申請自体が111件に——これをとどまっていると見るのか、111件既に出てきたと見るのかあるんですけれども、一概に少ない数字とはちょっと言い切れない部分がございます。

今御紹介しました国が直接行っています持続化補助金につきましては、1次、2次まで

で400件程度の決定が国のほうでなされておりますので、そういうものを活用して再建に踏み出していらっしゃる事業者さんいらっしゃいますので、全体として一応見ていく必要があるかなと思っております。

以上です。

○島田稔委員 分かりました。

2,000件の111件だから、被災してもうやめたと、高齢だからやめたという人が非常に印象的に多いのかなとちょっと思って心配したものですから、ちょっとお尋ねしたところです。

よく分かりました。ありがとうございました。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

ここで、説明員の入替えのため、しばらく休憩いたします。

再開は、12時10分といたします。

午後0時1分休憩

午後0時6分開議

○緒方勇二委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第5号、第6号、第11号、第12号、第22号、第23号及び第27号から第30号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外10件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外10件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が1件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○臼井商工政策課長 商工政策課でございます。

私のほうから、令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランについて御説明させていただければと思います。

A3、カラーの4枚物をお手元に御用意ください。

本件については、企画振興部の球磨川流域復興局から総務常任委員会に報告されるものですけれども、県政全般に関するプランになりますので、当常任委員会においても私のほうから代表して御報告させていただくものです。

それでは、1ページ目をお願いします。

まず、左側1番、被災状況、豪雨災害の検証では、中段の①主な被害状況のところ、人的被害、住家被害、被害額等について記載しています。

次に、真ん中の2、復旧、復興の基本理念、目指す姿では、まずグレーの網かけ部分に、被災者、被災地の現状と課題として、超高齢化、人口減少が加速する地域における未

曾有の災害により、その地域が消滅するかもしれないという危機感と、球磨川の清流とこれからも共に暮らしていきたいとの思いという形で整理しています。

県としては、こうした被災者の思い、被災地の現状を直視して、復旧、復興に取り組んでいく必要があると考えています。

そこで、その下にありますグレー網かけ、基本的な考え方とところで、復旧、復興の3原則とくまもと復旧・復興有識者会議からいただいた提言、これを踏まえまして、矢印の下にあります「生命・財産を守り安全・安心を確保する」、もう1つ、「球磨川流域の豊かな恵みを楽しむ」、この2つを基本理念と位置づけています。

そして、その下、目指す姿として、「愛する地域で誰もが安全・安心に住み続けられ、若者が“残り・集う”持続可能な地域の実現」、これに取り組むこととしています。

次に、2ページ目をお願いします。

ここでは、最上段緑網かけ、3番、新たな治水の方向性を踏まえた治水・防災対策及び被災者、被災地域の日も早い復旧、復興に向けた取組を整理しています。

まず、上段緑の枠囲みの中に、復旧、復興の前提となる治水対策について整理しています。

緑網かけの部分に、流域全体の総合力による緑の流域治水では、左上の新たな治水の方向性を踏まえた抜本的な対策として、先月知事が表明された考え、大きな文字でありますように、「緑の流域治水」の1つとして、住民の「命」と地域の宝の「清流」をともに守る「新たな流水型ダム」の推進」を掲げています。

その下の速やかな再度災害防止のための緊急治水対策として、住民からの御意見にも多かつた1ポツ目の掘削や堤防整備などの河川改修や2ポツ目の堆積した土砂、流木の早期撤去など、速やかに実施すべき治水対策の取

組を掲げております。

また、右側には、グレーの網かけ部分、生命、財産を守る地域防災力の強化として、中項目、3点にまとめていますが、中項目1点目の1ポツ目、戸別受信機の設置や2ポツ目の通信回線の多重化など、主にソフト対策を掲げております。

次に、ページの中段から下段にかけてですけれども、今説明した緑枠囲みの緑の流域治水を前提とした復旧、復興に向けた取組を4つの柱に整理しています。

本常任委員会に特に関わりがある部分として、黄色枠囲み、住まい、コミュニティーの創造では、上から3つ目の右側、災害廃棄物の早期適正処理や、その下段、ピンク色の枠囲み、なりわい、産業の再生と創出では、1ポツ目、なりわい再建支援補助金等による事業再建などを中心に複数ございます。

また、右側上段の薄ピンク色枠囲み、災害に強い社会インフラ整備と安心して学べる拠点づくりでは、3ポツ目の道路、橋梁、電気、通信、水道などのライフラインの早期復旧、下段の青色枠囲み、地域の魅力の向上と誇りの回復では、1ポツ目、歴史500年の人吉温泉の復活などを中心に、複数、関係分がございました。

次に、3ページ目をお願いします。

ここでは、4番、持続可能な地域の実現に向けた将来ビジョンとして、今後、将来を見据えて、この地域に住み続けたい、移り住みたいと思える持続可能な地域に向けた取組の方向性を示しています。

まずは、目の前にある生活の再建を、被災者に寄り添いながら全力で取り組むとともに、同時に、県が目指す球磨川流域の将来ビジョンを復旧・復興プランの中で明らかにすることで、被災地の復旧、復興の道筋を示していきたいと考えております。

本常任委員会に特に関わりがある部分としては、ピンク色枠囲み、II番、なりわい、産

業の再生と創出では、左側上段のダイナミックなインセンティブによる企業支援と産業、雇用の創造や、右側上段の再生可能エネルギーの導入推進によるゼロカーボン先進地の創出など、複数ございます。

また、下段の薄ピンク色枠囲み、Ⅲ番、災害に強い社会インフラ整備と安心して学べる拠点づくりでは、右側の一番上、災害に強い地域拠点、避難所としての防災公民館や防災道の駅の整備など、最後の下段、青色枠囲み、Ⅳ番、地域の魅力の向上と誇りの回復では、左側一番下の新型コロナ収束後の新たなインバウンド戦略の実行や、右側の丸3つなど、複数ございます。

最後に、資料右側の5番、復旧・復興プランの実現に向けてを御覧ください。

本プランを実現していくためには、(1)にあるとおり、被災市町村への支援や市町村相互の連携を促進し、また、(2)番、プランの実現に向けた実効性の確保として、1ポツ目の国家戦略特区の検討、実現や、下から2ポツ目の市房ダムの電気事業等からの収益を地域へ還元などを進めてまいります。

また、緑色網かけの五木村の振興についても、引き続き県政の重要課題として振興を強力に推進していくことを、改めてプランの中で宣言しています。

最後に、4ページ目をお願いします。

これまで御説明した復旧、復興の目指す姿をイラストにしています。

今回の復旧、復興の前提となる真ん中中央の緑色、新たな治水の方向性、緑の流域治水をベースとして、上下左右に配置された復旧、復興の4本の柱となる取組に広がっていき、その結果、上段赤字部分、プランの目指す姿である愛する地域で誰もが安全、安心に住み続けられ、若者が残り、集う持続可能な地域を実現するというイメージです。

最後になりましたが、今後のスケジュールですけれども、復旧、復興の状況をお示し

ていくため、主な取組については、ロードマップ等を作成するなど、必要に応じて本プランの改定を予定しています。

プランの説明は以上です。

なお、来週、復旧・復興本部会議を開催し、これまでの復旧、復興の状況などを協議する予定です。協議内容等については、改めて御報告させていただきます。

説明は以上になります。

○緒方勇二委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありますか。——ありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

ここで、私のほうから1つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取組の一つとして、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取組の成果を、2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

つきましては、これまで委員会で各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取組の進んだ項目について、私と副委員長で取組の成果(案)を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様にお示しし、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、その他のその他に入りますが、本日は、3密を防ぐため、出席職員を限定しておりますので、この場で回答できない場合は、後日文書等で回答させていただくことといたしますので、御理解と御協力をよろしく願います。

それでは、委員の先生方から何かありませ

んか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして第6回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午後0時17分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長